

茅ヶ崎市訓令第1号

庁 中 一 般  
出先機関全般

茅ヶ崎市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年2月28日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市事務決裁規程の一部を改正する訓令

茅ヶ崎市事務決裁規程（昭和35年茅ヶ崎市訓令第1号）の一部を次のように改正する

。

別表第1 法制の項中

制定	一部 改正及 び廃止	
----	------------------	--

を

重要 な制定 、改正 及び廃 止	一般 的な制 定、改 正及び 廃止	軽易 な改正 及び廃 止
------------------------------	-------------------------------	-----------------------

に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。